

入札説明書

令和8～10年度 広島高速道路における自動販売機営業委託契約に係る入札手続等については、公告又は関係法令に定めるものほか、この入札説明書による。

1 競争参加資格確認申請書等の作成方法等

入札参加申請者は、競争参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）及び競争参加資格確認資料（以下「資料」という。）（以下、申請書と資料を合わせて「申請書等」という。）を提出した上で広島高速道路公社から競争参加資格の有無について確認を受けなければならない。

なお、提出期限までに申請書等を提出しない者又は競争参加資格が無いと認められた者は、この入札に参加することができない。

(1) 申請書は、様式1により作成すること。なお、委任状（様式3-2）において委任する場合は、受任者名において作成すること。

(2) 資料は、次により作成すること。なお、申請書等は、特に指示のない限り各々まとめてクリップ等で左止めし、ホチキス止めやファイル綴りはしないこと。

ア 誓約書（様式2）

イ 日本自動販売協会（JAMA）の正会員であることが確認できる資料（日本自動販売協会HP掲載の会員一覧の写し等）

ウ 履歴事項全部証明書又は現在事項全部証明書（発行日が申請日から3ヶ月以内の原本に限る。）

エ 財務諸表等（直前の1年分の事業年度の貸借対照表及び損益計算書）の写し

オ 使用印鑑届（様式3-1）

（ア） 使用印は入札、契約及び支払請求等で使用する印鑑であり、実印でなくてもよい。ただし、実印をもつて使用印とする場合でも、必ず作成の上、提出すること。なお、使用印は、支店等で契約締結等を希望する場合には、支店長等の印とすること。（社印不可）

（イ） 印鑑証明書（証明年月日が申請日から3ヶ月以内の原本に限る。）を添付すること。

カ 委任状（様式3-2）

（ア） 支店等で広島高速道路公社と契約する場合のみ、作成の上、提出すること。

（イ） 委任者の印鑑は実印（印鑑登録印）とし、受任者の印鑑は使用印とすること。

（3）申請書等の提出方法

申請書等は郵送（一般書留、簡易書留又はレターパックプラスに限る。）することとし、一般書留、簡易書留又はレターパック以外の郵送、持参又は電送によるものは受け付けない。

（4）申請書等の提出部数

2部（正本1部及び副本（写し）1部）

なお、受領した申請書等は申請者に返却しないので、申請者において申請書等の控えを取っておくこと。

2 競争参加資格が無いと認められた者に対する理由の説明

（1）競争参加資格が無いと認められた者は、理事長に対して競争参加資格が無いと認めた理由について、次に従い、書面（様式は任意）により説明を求めることができる。

ア 期限 令和8年3月11日（水）午後5時00分まで

イ 場所 広島市東区温品一丁目8番23号

　　広島高速道路公社 総務部総務課財務係

ウ 方法 書面は持参することにより提出すること。郵送又は電送によるものは受け付けない。

（2）説明を求められたときは説明を求めた者に対して令和8年3月13日（金）までに書面により回答する。

3 設計書及び仕様書等（以下「設計図書等」という。）の入手方法

（1）設計図書等は、公告の日から令和8年3月17日（火）までの期間、広島高速道路公社ホームページ

(<https://www.h-exp.or.jp/>) 「調達情報」から入手できる。

(2) インターネットに接続できない場合は、以下の場所でも交付する。

ア 期間 公告の日から令和8年3月17日（火）午後5時00分まで（必着）

イ 場所 広島市東区温品一丁目8番23号

広島高速道路公社 総務部総務課財務係

ウ 方法 交付は無償で行うが、郵送又は電送（ファクシミリ）による入手申込みには応じない。

4 設計図書等に対する質問等

(1) 設計図書等に対して質問がある者は、次に従い、質問することができる。

ア 期間 公告の日から令和8年3月6日（金）午後5時00分まで（必着）

イ 場所 広島市東区温品一丁目8番23号

広島高速道路公社 総務部総務課財務係

ウ 方法 様式4の「設計図書等に対する質問書」を持参又は郵送（一般書留、簡易書留又はレターパックプラスに限る。）することとし、一般書留、簡易書留又はレターパックプラス以外の郵送、又は電送によるものは受け付けない。

(2) 質問に対する回答書はでき次第、順次、広島高速道路公社ホームページ「調達情報」に掲載する。

令和8年3月9日（月）までに全ての質問に対して回答を行い、令和8年3月17日（火）まで掲載する。

5 その他

(1) 提出文書の作成及び提出に係る費用は、入札参加申請者の負担とする。

(2) 提出文書は返却しないが、競争参加資格確認以外に入札参加申請者に無断で使用しない。

(3) 提出期限日後、提出文書の一部取下げ、差し替え及び再提出は認めない。

以上